

経済産業省では、製品安全4法^(注)の適正な執行を図るため、規制対象の製品について、試買テスト及び立入検査により法令遵守状況の確認を行うとともに、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供及び自治体(都道府県・市)の立入検査等にも対応して確認を行っております。

これらにより法令違反の疑いが認められた場合は、事実関係について調査を行い、その結果、法令違反が判明した場合には、事業者に対して改善及び再発防止の指導を行うとともに、必要な行政措置又は法的措置を行っております。

(注)製品安全4法とは、「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

1. 概要

九州経済産業局が2019年度に対応した法令違反事案において、一般消費者に危害を発生させるおそれがある違反の1事業者に対して経済産業局長名による文書注意(厳重注意)を、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反の7事業者に対して産業部長名による文書注意を行ったところであります。(以下2. 及び3. 参照)

2. 個別の事案(経済産業局長名による文書注意)

【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)】

事業者区分／品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
【輸入事業者 A】 ○屋外式カートリッジガス ストーブ	試買テスト	・技術基準に不適合	・販売終了し、在庫は廃棄。 販売済みのものは即時使用 を中止するよう注意喚起、リ コールの届出とともに回収 中。 ・再発防止措置の実施。

(注)液石法の場合、◇印は「特定液化石油ガス器具等」であることを、また、○印は「特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等」であることを表します。

3. 個別の事案(産業部長名による文書注意)

【電気用品安全法(電安法)】

事業者区分／品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
【製造事業者 B】 ◇直流電源装置	(独)製品評価技 術基盤機構の立 入検査報告	・無届出 ・自主検査記録の未取 得・未保存 ・適合性検査の未受検 ・不適正表示 ・不適正表示での販売	・販売済みのものは回収の 上、検査を実施、適合を確 認したものと随時交換。 ・再発防止措置の実施。

【輸入事業者 C】 ○電気冷風機	(独)製品評価技術基盤機構の立入検査報告	・絶縁耐力検査の未実施 ・不適正表示での販売	・検査体制が整うまでは輸入を自粛。販売済みのものは全て回収中。 ・再発防止措置の実施。
【輸入事業者 D】 ○サーキュレーター	試買テスト	・技術基準に不適合	・販売終了し、在庫は廃棄。販売済みのものについて、不具合等発生の際には、当該事業者にて責任をもって対応。 ・再発防止措置の実施。
【輸入事業者 E】 ○電気たこ焼き器	試買テスト	・技術基準に不適合	・今後の輸入品の不適合箇所改善。販売済みのものについて、不具合等発生の際には、当該事業者にて責任をもって対応。 ・再発防止措置の実施。
【輸入事業者 F】 ○電気肉切り機	試買テスト	・技術基準に不適合	・販売終了し、在庫は廃棄。販売済みのものについて、不具合発生の際には、当該事業者にて責任を持って対応。 ・再発防止措置の実施。
【輸入事業者 G】 ◇電気マッサージ器	同業他社からの情報提供	・無届出 ・不適正表示での販売	・販売終了し、在庫は廃棄。販売済みのものは回収中。 ・再発防止措置の実施。
【輸入・製造事業者 H】 ○エル・イー・ディー・電灯器具(輸入) ○広告灯(輸入) ○装飾用電灯器具(輸入・製造)	事業者の自主報告	・未届出(輸入・製造) ・自主検査の未実施、記録の未保存(製造) ・不適正表示(輸入) ・不適正表示での販売(輸入・販売)	・不適正表示については、在庫分の表示を修正。販売済みのものについては、HP及び購入者へのメールにて周知。(輸入) ・自主検査未実施のものは回収、検査を実施し、記録を保存したものと随時交換。 ・再発防止措置の実施。

(注)電安法の場合、◇印は「特定電気用品」であることを、また、○印は「特定電気用品以外の電気用品」であることを表します。